

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金Q&A

補助制度の概要

Q1 再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金とはどんな補助金ですか。

A1 本市における脱炭素化を推進することを目的として、太陽光発電設備や蓄電池、エネファーム、高効率給湯器を新たに設置される個人・事業者に対し、予算の範囲内で購入費等の一部を補助するものです。

補助対象者

Q2 補助対象者の主な条件は何ですか。

A2 【個人の場合】

- ・ 交付申請のあった日、実績報告のあった日、交付請求時点で本市域に住所を有する方
- ・ 交付申請のあった日に本市に転入する見込みがあり、実績報告、交付請求時まで本市域に住所を有する方
- ・ 令和8年4月16日以降に契約締結し、自ら居住又は転入する予定の住宅又は敷地内に新たに補助対象設備を導入される方

【事業者】

- ・ 交付申請のあった日、実績報告のあった日、交付請求時点で本市域に住所を有する法人又は個人事業主
- ・ 令和8年4月16日以降に契約締結し、自ら事業を行う本市域の事業所の敷地内において、新たに補助対象設備を導入する法人又は個人事業主

※リース契約の場合は、リース事業者（補助対象者）が上記の要件を満たすこと。

Q3 世帯主でなくても申請できますか。

A3 申請できます。ただし、本人又は同一世帯に属する者が、過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていないことが条件です。

Q4 2世帯住宅ですが、各世帯で申請可能ですか。

A4 住民票が別世帯であれば、申請可能です。

ただし、同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けている場合は申請不可となります。

Q5 集合住宅等（マンション、アパート等）に住んでいますが、対象となりますか。

A5 コージェネレーションシステム（エネファーム）及び高効率給湯器については、集合住宅等への設置は対象となります。

Q6 現在和泉市外に住んでいますが、和泉市に引越する予定で、和泉市の家に補助対象設備を設置する予定です。対象になりますか。

A6 交付申請時は市外に在住でも、市内に補助対象設備を設置し、実績報告時に和泉市内に在住している場合は対象です。ただし、交付申請時に住民票（世帯全員の記載があるもの）の提出が必要となります。

Q7 国の補助金との併用は可能ですか。

A7 同じ補助対象設備で、二重に国の補助金を受けることはできません。

ただし、補助対象設備が異なる場合は、併用可能な場合があります。一度ご相談ください。

【可能なパターンの一例】本市の事業で太陽光発電設備の補助を受け、子育てグリーン住宅支援事業で省エネ設備（高効率給湯器等）に対する補助を受ける場合。

【不可なパターンの一例】本市の事業で高効率給湯器の補助を受け、子育てグリーン住宅支援事業でも同じ給湯器の購入に対して補助を受ける場合

Q8 大阪府の太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業（グループパワーチョイス）と併用は可能ですか。

A8 併用可能です。

- Q9 過去に、本補助金を活用して補助対象設備を設置しました。この補助対象設備について、再度申請は可能でしょうか。
- A9 本人又は同一世帯に属する方が、過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けている場合は対象外となります。本補助金の交付を受けていない全く別の新しい設備を設置する場合（【例】1回目：太陽光発電設備、2回目：コージェネレーションシステム（エネファーム）、対象となります。
- Q10 販売事業者の方に代理で申請いただくことは可能ですか。
- A10 不可です。補助対象設備を設置する個人または事業者の方が、直接申請する必要があります。リース契約の場合は、リース業者（補助対象者）が申請を行う必要があります。
- Q11 既に補助対象設備の購入に係る契約を締結済みですが、着工していません。申請可能でしょうか。
- A11 令和8年4月16日以降であれば、既に契約を締結済みでも申請可能です。ただし、購入した設備が要件を満たさない場合は、本補助金事業の対象外となる可能性がございますので、契約前に交付申請を行い、交付決定後に契約及び着手することをお勧めします。

補助対象設備 全般

- Q12 対象となる補助対象設備と、その要件は何ですか。
- A12 個人の場合、太陽光発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステム（エネファーム）、高効率給湯器の計4種が対象です。事業者の場合、太陽光発電設備、蓄電池の2種が対象です。要件につきましては、各補助対象設備の項目に記載しております。
- Q13 リユース品、中古品は対象になりますか。また、店頭展示販売品は対象になりますか。
- A13 新品のみが対象になるため、リユース品、中古品は対象外です。店頭展示販売品は新品であるため対象となります。
- Q14 申請者が、市内の別住所に居住する親族のために対象設備を購入した場合は対象になりますか。
- A14 補助対象設備を自らが居住する本市に所在する住宅又はその住宅の敷地内に設置することが条件のため、対象外です。
- Q15 コージェネレーションシステム（エネファーム）、高効率給湯器を店舗付き住宅の店舗部分に設置する場合、対象となりますか。
- A15 店舗部分に設置される設備は対象外です。自らが居住する住宅又はその住宅の敷地内に設置することが要件となります。
- Q16 個人の申請として、太陽光発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステム（エネファーム）、高効率給湯器を店舗付き住宅の住宅部分に設置する場合、対象となりますか。
- A16 店舗付き住宅の住宅部分に補助対象設備を設置する場合、個人ではなく事業者として受付することになります。そのため、申請可能な補助対象設備は、太陽光発電設備と蓄電池のみとなります。
- Q17 本補助金を活用して補助対象設備を導入しましたが、3年経った今、不要になったので処分したいと思います。補助金を返還しなければならないでしょうか。
- A17 補助の交付を受けた日から、補助対象設備の法定耐用年数の残存期間を経過するまでの間は、原則として補助対象設備を廃棄若しくは譲渡することはできません。補助対象設備を廃棄若しくは譲渡した場合、本補助金の返還を求める場合があります。なお、真にやむを得ない理由（天災等）で廃棄等せざるを得なくなった場合は、別途事務局までご相談ください。
- Q18 各補助対象設備の法定耐用年数は何年ですか。
- A18 本補助金では、次のように定めています。
- ・太陽光発電設備：17年
 - ・蓄電池：6年
 - ・コージェネレーションシステム（エネファーム）：6年
 - ・高効率給湯器：6年

Q19 補助対象設備の購入店舗に条件はありますか。

A19 市内外、インターネット購入等含め、補助対象設備の購入場所に条件はありません。

太陽光発電設備

Q20 単独での購入は対象となりますか。

A20 対象となります。

ただし、発電出力が3.2kW未満の太陽光発電設備を設置する場合、以下の(1)または(2)の条件を満たす必要があります。

(1)本補助金を活用して蓄電池、コージェネレーションシステム（エネファーム）、もしくは高効率給湯器を設置する

(2)従来電力から再エネ100%電力メニューへの切り替える

Q21 太陽光発電設備の補助金はいくらですか。

A21 個人の場合、70,000円/kWで上限額が700,000円です。事業者の場合、50,000円/kWで上限額が30,000,000円となります。

Q22 補助金額はどのように計算しますか。

A22 太陽光モジュールの発電出力か、パワーコンディショナーの出力かのどちらか低い方の出力から小数点以下を切捨てた数値に、単価（個人：70,000円、事業者50,000円）を乗算して計算してください。例えば下記の場合は次の通りとなります。

※例：太陽光モジュール：5.432kW、パワーコンディショナー：4.9kWの場合

5.432kW > 4.9kWのため、補助金額は4×70,000 = 280,000円となります。

Q23 PPA・リースは対象ですか。

A23 リースは対象となりますが、PPAは対象外です。

Q24 ソーラーカーポート、建材一体型太陽光発電設備（窓、壁、屋根）は対象ですか。

A24 対象外となります。

Q25 発電出力が3.0kWの太陽光パネルの設置を予定しています。何か条件はありますか。

A25 発電出力が3.2kW未満の太陽光発電設備を設置する場合、以下の(1)または(2)の条件を満たす必要があります。

(1)本補助金を活用して蓄電池、コージェネレーションシステム（エネファーム）、もしくは高効率給湯器を設置する

(2)従来電力から再エネ100%電力メニューへの切り替える

Q26 発電電力が3.2kW以上の太陽光発電設備を設置する場合、何か追加で必要な書類はありますか。

A26 ありません。必要書類を揃えて申請して下さい。

Q27 家に元々太陽光発電設備が設置されています。新たに、追加のパネルを設置したいと考えておりますが、本補助金の対象となりますか。

A27 対象となります。

Q28 本補助金を活用して導入した補助対象設備で発電した電気について、国の固定価格買取制度（FIT）やFIP制度の認定を取得し、売電してよいですか。

A28 FIT、FIP制度を申請する場合、本補助金の対象外となります。

Q29 発電した電力は、すべて売電してもよいですか。

A29	個人の場合は30%以上、事業者の場合は50%以上、自家消費する必要があります。このため、すべて売電する場合は本補助金の対象外となります。
Q30	FIT、FIPを取得しなければ、売電してもいいですか。
A30	自家消費率の条件（個人：30%以上、事業者：50%以上）を満たしており、FIT、FIP制度に申請しないのであれば、売電しても問題ありません。
Q31	太陽光パネル（太陽光モジュール）の発電量が表示されていません。どうやったら調べられますか。
A31	太陽光パネルのオプション設備（モニターやリモコン等）を導入すると確認できるようです。詳しくはメーカーにお問い合わせください。
Q32	持ち運び可能な太陽光発電設備は対象となりますか。
A32	対象外です。据え置きで設置するものが対象となります。
Q33	補助金交付後に提出を求められる資料はありますか。
A33	太陽光発電設備（自家消費型）に関する補助金の交付を受けられた方は、補助事業の完了年度の翌年度から2年分について、電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書（様式第11号）により、ご報告いただきます。資料の提出がない場合、補助金の返還等を求める場合があります。
蓄電池	
Q34	蓄電池だけ、単独で設置する場合、本補助金の対象となりますか。
A34	対象外です。本補助金を活用して、太陽光発電設備を設置し、その付帯設備として蓄電池を設置することが条件となります。
Q35	リースは対象となりますか。
A35	対象となります。
Q36	蓄電池の補助金はいくらですか。
A36	個人の場合、40,000円/kWhで上限額が400,000円です。ただし、補助対象経費が120,000円未満の場合、補助対象経費の1/3を上限とし、1,000円未満を切り捨てます。 事業者の場合、50,000円/kWhで上限額が10,000,000円となります。
Q37	蓄電池の補助金の計算の仕方は。
A37	蓄電容量の小数第二位の数値を切り捨てた値に、単価40,000円/kWhを乗算した値となります。ただし、補助対象経費（本体価格、工事費等・税抜き）を蓄電容量（定格容量）で割った値が120,000円未満の場合は、補助対象経費の1/3を上限とし、1,000円未満を切り捨てた額が、補助金額となります。 (例1) 補助対象経費が120,000円以上かつ蓄電容量が5.89kWhの場合 $5.8 \times 40,000 = 232,000$ 円 (例2) 補助対象経費が110,000円、蓄電容量が2.41kWhの場合 $2.4 \times 40,000 = 96,000 > 110,000 \text{円} \times 1/3 = 36,666 \dots = 36,000 \rightarrow$ 補助金額36,000円
Q38	蓄電池の蓄電容量は、「定格容量」と「実効容量」のどちらで計算すればよいですか。
A38	「定格容量」に補助金額を乗算して計算して下さい。
Q39	蓄電池の容量に条件はありますか。
A39	個人の場合、20kWh未満の家庭用蓄電池であることが条件です。 事業者の場合、20kWh以上の業務用蓄電池であることが条件となっています。
Q40	蓄電池の価格に条件はありますか。

- Q40 個人の場合、補助対象経費（本体価格、工事費等・税抜き）を蓄電容量（定格容量）で割った値が、14.1万円/kWh以上の蓄電池は対象外となります。
事業者の場合、補助対象経費（本体価格、工事費等・税抜き）を蓄電容量（定格容量）で割った値が、16.0万円/kWh以上の蓄電池は対象外となります。
- Q41 車載型蓄電池は対象となりますか。
A41 対象外です。
- Q42 太陽光パネルが先に家に設置されているのですが、蓄電池だけ新たに購入した場合対象になりますか。
A42 対象外です。本補助金を活用して、新たに太陽光発電設備を導入する場合の付帯設備として蓄電池を購入する場合のみ対象となります。
- Q43 本体価格が極端に安い場合も、同じように補助金がもらえますか。
A43 個人の場合は、補助対象経費（本体価格、工事費等・税抜き）を蓄電容量（定格容量）で割った値が120,000円未満の場合は、補助対象経費の1/3が上限となります。（1,000円未満の端数は切捨）
- Q44 ポータブル蓄電池は対象ですか。
A44 本事業では、原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備を対象としており、非常用予備電源として使用されること目的とした電池は、本補助金の対象外とさせていただきます。
- Q45 停電時の非常用電源として蓄電池を導入したいと考えています。補助対象となりますか。
A45 停電時のみに利用する非常用予備電源として購入する場合は対象外となります。平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備として導入することが本補助金の条件です。
- Q46 ハイブリッド蓄電池（パワーコンディショナーと一体化している蓄電池）は対象となるのか。
A46 対象となります。ハイブリッド型蓄電池については、蓄電池部分に係る部分のみ切り分けて補助対象経費を算出してください。切り分けられない場合は、パワーコンディショナーの出力1キロワットあたり20,000円を控除しても構いません（出力の小数点第2位以下は切り捨てして計算すること）。ただし、控除後の対象経費が120,000円/kWh未満となる場合は、補助額が3分の1補助となりますので、ご注意ください。
(例)蓄電池部分に係る部分のみ切り分けることができないハイブリッド型蓄電池のパワーコンディショナーの出力が5kWhの場合、補助対象経費から100,000円（5×20,000円）の控除が可能です。
- コージェネレーションシステム（エネファーム）
- Q47 単独での購入は対象となりますか。
A47 単独での購入も対象となりますが、以下の(1)または(2)の条件を満たす必要があります。
(1)本補助金を活用して太陽光発電設備を設置する
(2)従来電力から再エネ100%電力メニューへの切り替える
ただし、自宅に予め太陽光発電設備が設置されている場合は、どちらも不要となります。
- Q48 コージェネレーションシステム（エネファーム）の補助金はいくらですか。

A48 250,000円/基の定額補助となります。ただし、補助対象経費となる本体価格（工事費込み・税抜き）が50万円未満の場合は、補助対象経費の半額が上限となります。（1,000円未満の端数は切捨）

※子育て世帯（交付申請・実績報告・交付請求時点、かつ令和9年3月31日時点で18歳以下である者を有する世帯）、若者夫婦世帯（交付申請・実績報告・交付請求時点で夫婦であり、かつ左記に属する日の年度の4月1日時点（令和8年度の場合は令和8年4月1日）で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯）、転入世帯（世帯の全部又は一部が、交付申請・実績報告・交付請求の属する日の年度の4月1日（令和8年度の場合は令和8年4月1日）から実績報告時点までに、和泉市外から和泉市内に転入した世帯）については500,000円/基の定額補助となります。ただし、補助対象経費となる本体価格（工事費込み・税抜き）が100万円未満の場合は、補助対象経費の半額が上限となります。（1,000円未満の端数は切捨）

Q49 既存の給湯器に、燃料電池ユニットのみ後付けのコージェネレーションシステム（エネファーム）を設置する場合、対象となりますか。

A49 燃料電池ユニットのみの後付け設置も、本補助金の対象となります。

Q50 太陽光発電設備が先に家に設置されているのですが、コージェネレーションシステム（エネファーム）だけ新たに購入した場合対象になりますか。

A50 対象となります。ただし、太陽光発電設備の写真及び仕様がわかるもの（カタログ等）の提出が必要です。

高効率給湯器

Q51 単独での購入は対象となりますか。

A51 単独での購入も対象となりますが、以下の(1)または(2)の条件を満たす必要があります。

(1)本補助金を活用して太陽光発電設備を設置する

(2)従来電力から再エネ100%電力メニューへの切り替える

ただし、自宅に予め太陽光発電設備が設置されている場合は、どちらも不要となります。

Q52 高効率給湯器の補助金はいくらですか。

A52 150,000円/基の定額補助となります。ただし、補助対象経費となる本体価格（工事費込み・税抜き）が30万円未満の場合は、補助対象経費の半額が上限となります。（1,000円未満の端数は切捨）

※子育て世帯（交付申請・実績報告・交付請求時点、かつ令和9年3月31日時点で18歳以下である者を有する世帯）、若者夫婦世帯（交付申請・実績報告・交付請求時点で夫婦であり、かつ左記に属する日の年度の4月1日時点（令和8年度の場合は令和8年4月1日）で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯）、転入世帯（世帯の全部又は一部が、交付申請・実績報告・交付請求の属する日の年度の4月1日（令和8年度の場合は令和8年4月1日）から実績報告時点までに、和泉市外から和泉市内に転入した世帯）については300,000円/基の定額補助となります。ただし、補助対象経費となる本体価格（工事費込み・税抜き）が60万円未満の場合は、補助対象経費の半額が上限となります。（1,000円未満の端数は切捨）

Q53 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られることを確認できる書面の写しとは何ですか。

A53 本市ホームページ、または電子申請フォームに、省CO2効果計算シート（Excel）を添付しております。必要事項を記入し、提出してください。

Q54 太陽光発電設備は既に設置済みです。高効率給湯器だけ新たに購入した場合対象になりますか。

A54 対象となります。ただし、太陽光発電設備の写真及び仕様がわかるもの（カタログ等）の提出が必要です。

Q55 現在ガス給湯器を設置していて、より効率のいいガス給湯器に買い替える予定です。補助対象となりますか。

A55 本市ホームページに掲載している「省CO2効果計算シート」に、必要事項を記入いただき、条件を満たしている場合は補助対象となります。

Q56 現在エコキュートを設置していて、新しいエコキュートに買い替える予定です。補助対象となりますか。

- A56 本市ホームページに掲載している「省CO2効果計算シート」に、必要事項を記入いただき、条件を満たしている場合は補助対象となります。
- Q57 ハイブリッド給湯器へ買い替える場合、対象となりますか。
- A57 環境省ホームページ「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞（令和8年3月改訂）」に添付している「計算ファイル（F.省エネ設備用）」に必要事項を記入いただき、条件を満たしている場合は補助対象となります。
【環境省ホームページリンク】
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html
- Q58 現在電気温水器を設置しており、エコキュートに買い替える予定です。対象となりますか。
- A58 本市ホームページに掲載している「省CO2効果計算シート」に、必要事項を記入いただき、条件を満たしている場合は補助対象となります。

交付申請

- Q59 太陽光発電設備の交付申請時に必要な書類は何ですか。
- A59 (1)和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号その1）
(2)補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
(3)補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図
(4)補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
(5)補助対象設備の発電電力、自家消費量に係る計画書
(6)補助対象者が設置する個人宅又は事業所の所有者でない場合、個人宅又は事業所の所有者の同意書
(7)【個人の場合】 本人確認書類の写し（※顔写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の場合は1点、顔写真がないものは2点以上必要です）
【事業者の場合】 不動産登記（土地・建物の両方）及び商業・法人登記の写し
(8)【個人のみ】申請時に和泉市外在住の場合、申請者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し
(9)その他市長が必要と認める書類
- ※リース契約の場合（太陽光発電設備）に必要な書類は、Q62に記載しております。
- Q60 蓄電池の交付申請時に必要な書類は何ですか。
- A60 (1)和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号その1）
(2)補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
(3)補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図
(4)補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
(5)補助対象者が設置する個人宅又は事業所の所有者でない場合、個人宅又は事業所の所有者の同意書
(6)【個人の場合】 本人確認書類の写し（※顔写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の場合は1点、顔写真がないものは2点以上必要です）
【事業者の場合】 不動産登記（土地・建物の両方）及び商業・法人登記の写し
(7)【個人のみ】申請時に和泉市外在住の場合、申請者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し
(8)その他市長が必要と認める書類
- ※リース契約の場合（蓄電池）に必要な書類は、Q63に記載しております。
- Q61 コージェネレーションシステム（エネファーム）の交付申請時に必要な書類は何ですか。

- A61 (1)和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号その2）
(2)補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
(3)補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図
(4)補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
(5)補助対象設備を太陽光発電設備と併せて活用する場合、太陽光発電設備と併せて活用されることが確認できる書類
1. 本補助金を活用して太陽光発電設備を設置する場合
 - ・補助金申請に必要な書類
 2. ご自宅に既に太陽光発電設備が設置されている場合
 - ・太陽光発電設備の写真
 - ・太陽光発電設備の仕様が分かるもの（カタログ等）
- (6)（転入世帯の場合）転居の事実を確認できる書類（建物賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し若しくはそれに代わるものの写し）（ただし、実績報告時点までに転入世帯となる場合は、実績報告時点に上記書類を提出すること）
(7)本人確認書類の写し（※顔写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の場合は1点、顔写真がないものは2点以上必要です）
(8)申請時に和泉市外在住の場合、申請者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し
(9)その他市長が必要と認める書類

Q62 高効率給湯器の交付申請時に必要な書類は何ですか。

- A62 (1)和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号その2）
(2)補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
(3)補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図
(4)補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
(5)高効率給湯器の場合、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであることを証する書類
(6)補助対象設備を太陽光発電設備と併せて活用する場合、太陽光発電設備と併せて活用されることが確認できる書類
1. 本補助金を活用して太陽光発電設備を設置する場合
 - ・補助金申請に必要な書類
 2. ご自宅に既に太陽光発電設備が設置されている場合
 - ・太陽光発電設備の写真
 - ・太陽光発電設備の仕様が分かるもの（カタログ等）
- (7)本人確認書類の写し（※顔写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の場合は1点、顔写真がないものは2点以上必要です）
(8)申請時に和泉市外在住の場合、申請者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し
(9)（転入世帯の場合）転居の事実を確認できる書類（建物賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し若しくはそれに代わるものの写し）（ただし、実績報告時点までに転入世帯となる場合は、実績報告時点に上記書類を提出すること）
(10)その他市長が必要と認める書類

Q63 太陽光発電設備（リース契約の場合）の交付申請時に必要な書類は何ですか。

- A63 (1)和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号その1）
(2)補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
(3)補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図
(4)補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
(5)補助対象設備の発電電力、自家消費量に係る計画書
(6)補助対象者が設置する個人宅又は事業所の所有者でない場合、個人宅又は事業所の所有者の同意書
(7)【個人の場合】リース契約者確認書類の写し（※顔写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の場合は1点、顔写真がないものは2点以上必要です）
(8)申請時に和泉市外在住の場合、（リース契約者が個人である場合）リース契約者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し
(9)リースに係る同意書（参考様式3）
(10)法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
(11)（リース期間が処分制限期間よりも短い場合）所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類
(12)リース事業者の商業・法人登記の写し
(13)その他市長が必要と認める書類

Q64 蓄電池（リース契約の場合）の交付申請時に必要な書類は何ですか。

- A64 (1)和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号その1）
(2)補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
(3)補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図
(4)補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
(5)補助対象者が設置する個人宅又は事業所の所有者でない場合、個人宅又は事業所の所有者の同意書
(6)【個人の場合】リース契約者確認書類の写し（※顔写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の場合は1点、顔写真がないものは2点以上必要です）
【事業者の場合】不動産登記（土地・建物の両方）及び商業・法人登記の写し
(7)申請時に和泉市外在住の場合、（リース契約者が個人である場合）リース契約者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し
(8)リースに係る同意書（参考様式3）
(9)法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
(10)（リース期間が処分制限期間よりも短い場合）所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類
(11)リース事業者の商業・法人登記の写し
(12)その他市長が必要と認める書類

Q65 事業者用、リースの場合の電子申請フォームはありますか。

A65 ありません。事業者の場合は、窓口もしくは郵送のどちらかで申請ください。なお、申請前に必ず事前に相談ください。

Q66 郵送申請の場合、郵送方法に指定はありますか。

A66 特定記録や簡易書留等、事務局の受け取りが記録される郵送手段が望ましいです。普通郵便の不着、遅延等については対応できません。

Q67 受付は先着順ですか？抽選ですか？

A67 先着順です。ただし、予算の上限に達した当日に到着した申請書については、抽選で受付順を決定します。

Q68 申請書はどこで入手できますか。

A68 ホームページからダウンロードできます。また、一部の市施設に用紙を配架予定です。

- Q69 申請のタイミングを教えてください。
- A69 令和8年4月16日以降に契約締結し、事業着手されたものであれば、申請のタイミングに制約はありません。（令和8年度交付申請期限：令和9年2月1日まで必着）
ただし、購入した設備が要件を満たさない場合は、本補助金事業の対象外となる可能性がございますので、契約前に交付申請を行い、交付決定後に契約及び着手することをお勧めします。
- Q70 工業者に申請をお願いしたいと考えています。工業者は代理申請してくれるのでしょうか。
- A70 申請は、申請者本人が行う必要があります。また、申請に係る連絡や通知の送付は、申請者あてに行います。
リース契約の場合は、リース業者（補助対象者）が申請を行う必要があります。
- Q71 申請書類はどこに提出したらよいですか。
- A71 郵送⇒和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業事務局（和泉市役所 環境政策室環境保全担当）あて、
窓口⇒和泉市役所本館2階7番窓口になります。
- Q72 申請してから交付決定通知書が届くまで、どのくらいの時間がかかりますか。
- A72 提出後約1カ月を目途に審査し、書面で通知いたします。
- Q73 補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図とは何ですか。
- A73 補助対象設備を設置する場所を明示した地図等を提出して下さい。事業者の場合は、それに加えて、補助対象設備の位置を明示した図面等も提出してください。
- Q74 「補助対象設備の発電電力、自家消費量に係る計画書」とは何を提出したらよいですか。
- A74 本市ホームページに「自家消費計画書（参考様式1）」を掲載しています。こちらに必要事項を記入し、提出してください。
- Q75 「個人宅又は事業所の所有者の同意書」について、定まった様式はありますか。
- A75 ありません。自由様式で結構です。
- Q76 高効率給湯器の場合、必要書類である「従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであることを証する書類」とは何を提出したらよいですか。
- A76 本市ホームページに、省CO2効果計算シート（参考様式2）を掲載しています。こちらに必要事項を記入し、提出していただくか、又はそれに代わるものの写しのご提出をお願いします。

補助対象経費

- Q77 何が補助対象経費になりますか。
- Q77 「地域脱炭素推進交付金（環境省ホームページ）」のリンクより、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領別表1-4をご確認ください。
【環境省ホームページリンク】
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>
- Q78 購入時にクーポン、ポイント等を使用した場合、補助対象経費はどう計算すればよいですか。
- A78 2通りの考え方があります。提出いただいた見積書に合わせて計算ください。
パターン1：
⇒「税抜価格－ポイント等使用分」で算出された金額を補助対象経費としてください。
パターン2：
⇒「（税込価格－ポイント等使用分）÷1.1（小数点以下切り捨て）」で算出された金額を補助対象経費としてください。
- Q79 ギフトカードや商品券で購入した場合はどうなりますか。
- A79 ギフトカード等による購入は、補助対象となります。

- Q80 補助対象設備と、対象外の設備を一緒に購入した際にポイントを使用した場合、補助対象経費はどう考えたらよいですか。
- A80 ポイントの使用が、補助対象設備と対象外の設備のどちらに適用されているか不明な場合は、ポイント使用分はすべて補助対象設備に適用されているとみなします。
- Q81 ローンで購入した場合も対象となりますか。
- A81 対象となります。ただし、補助対象設備が所有権留保（例：頭金を払っていない場合のローンで、所有権が販売元に留保される場合）されている場合、対象外となります。

補助対象期間

- Q82 いつ購入した設備が補助対象ですか。
- A82 令和8年4月16日以降に購入した新品の設備が補助対象です。
- Q83 交付申請期間はいつからですか。
- A83 令和8年4月27日～令和8年2月1日です。ただし、予算額に達した時点で終了します。
- Q84 対象設備を令和8年4月16日よりも前に購入した場合、補助対象になりますか。
- A84 令和8年4月16日より前に契約した設備、購入した設備は補助対象外です。

2年以上かけて補助対象設備を設置する場合

- Q85 家を新築する予定で、その際に補助対象設備を設置する予定です。着工が令和8年の冬、完了が令和9年の秋頃を予定しており、令和8年度、9年度の2か年にかけて工事を行う予定ですが、補助対象となりますか。
- A85 契約締結から工事完了までの期間が9カ月を超える場合は、複数年度事業として補助金申請していただくことが可能です。ただし、複数年度事業については、Q86の注意点をご確認ください。
複数年度事業（2年以上かけて補助対象設備を設置する事業）を検討されている場合、一度事務局にご相談ください。個別案件としてお伺いします。
- Q86 複数年度事業（2年以上かけて補助対象設備を設置する事業）で注意することはありますか。
- A86 3点ございます。ご注意ください。
①令和8年度に行った補助対象経費に含まれる工事（補助対象設備の設置工事等）に対して、**発注事業者へ出来高払いを行われる場合は、令和8年度と令和9年度の2回交付申請が必要**です。なお、この場合の令和8年度分の提出期限は、令和9年2月1日（月曜日）までとなります。
②補助対象経費に含まれる工事を令和9年度に実施される場合でも、**契約締結日が令和8年度中の場合は、必ず事前着手届（様式第2号）が必要**となります。その場合、事前着手届の提出期限は、令和9年2月1日（月曜日）までとなります。
③**令和9年2月2日から令和9年3月末、また、令和9年4月1日から令和9年度の国からの交付決定までの期間（令和9年5月上旬頃を予定）は、補助対象経費に含まれる工事は実施してはいけません**（補助対象経費に含まれない工事は可能）。

実績報告書

- Q87 実績報告時に何を提出すればよいですか。

◆共通（※すべての申請で必要です）

- (1)和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）
- (2)補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
- (3)領収書等の写し（購入日、購入金額の内訳、購入品名が記載されているもの）若しくはそれに代わるものの写し
- (4)製造事業者が発行した補助対象設備の保証書の写し又はそれに代わるものの写し
- (5)補助対象設備の設置前・施工後の状況を記録したカラー写真
- (6)補助金の振込先の口座番号のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し
- (7)IZUMIゼロカーボン宣言実施要綱第4条に基づくIZUMIゼロカーボン宣言登録申請書
- (8)その他市長が必要と認めるものの写し

★太陽光発電設備・蓄電池の場合

【太陽光・蓄電池共通】

- (1)補助対象設備の実際の機器配置図、システム系統図
- (2)（リース契約の場合）リース料金から補助金相当額が控除されていることがわかる書類

【太陽光のみ】

- (1)電力会社との連系協議書類（系統連系申込書、契約書、申合書等のFIT・FIP制度による連系でないこと分かる書類）の写し及び連携協議書類の承諾書類若しくはそれに代わるものの写し
- (2)（実績報告書提出時に書類が準備できる場合）通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものの写し
- (3)（売電契約を行う場合）電気事業者と契約したことが分かる書類の写し
- (4)個人宅に設置する場合で、発電出力が3.2kW未満の場合、次のいずれかを添付
 - ①蓄電池、高効率給湯器等の設置を確認できる書面
 - ②再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写し
 - ③再エネ100%電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写し
（ただし、交付確定通知後6か月以内に②あるいは④を提出）
 - ④もしくは、それらに代わるものの写し

【蓄電池のみ】

- (1)太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類

★コージェネレーションシステムの場合

【単独で設置する場合】

次のいずれかを添付

- ①再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写し
- ②再エネ100%電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写し
（ただし、交付確定通知後6か月以内に①あるいは③を提出）
- ③もしくは、それらに代わるものの写し

【転入世帯の場合】

- (1)転居の事実を確認できる書類（建物賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し若しくはそれに代わるものの写し）
（ただし、交付申請時に提出済みの場合は不要）

★高効率給湯器の場合

【単独で設置する場合】

次のいずれかを添付

- ①再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写し
- ②再エネ100%電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写し
（ただし、交付確定通知後6か月以内に①あるいは③を提出）
- ③もしくは、それらに代わるものの写し

【転入世帯の場合】

- (1)転居の事実を確認できる書類（建物賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し若しくはそれに代わるものの写し）
（ただし、交付申請時に提出済みの場合は不要）

A88 令和9年2月1日（月）までです。

Q89 実績報告書の提出から交付確定通知書が届くまで、どのくらいの時間がかかりますか。

A89 提出後約1カ月を目途に審査し、書面で通知いたします。

Q90 実績報告書の提出から補助金の振込までどのくらいの期間がかかりますか。

A90 おおよそ2カ月を目途に補助金を交付します。

Q91 補助金の支払いは口座振込だけですか。

A91 口座振込のみです。現金での支払いやキャッシュレス決済による補助金の交付はしておりません。

Q92 当初、実績報告期限（令和9年2月1日）までに工事が完了する予定でしたが、やむを得ない事情（天災等）により工事が延長となり、期日までに実績報告できなくなりました。どうしたらよいですか。

A92 工期の延長が確定した段階で一度事務局までご相談ください。（0725-99-8121）

その他

Q93 本補助金の交付を受けた後、補助対象設備の法定耐用年数の残存期間を過ぎる前に、補助対象設備を処分しました。補助金はどうなりますか。

A93 本補助金の交付を受けた日から、補助対象設備の法定耐用年数の残余期間を経過するまでの間は、原則として補助太陽設備を廃棄若しくは譲渡しないことと定めております。法定耐用年数の残余期間を過ぎる前に補助対象設備を処分した場合は、交付した補助金の全額または一部の返還を求める場合があります。

Q94 各補助対象設備の法定耐用年数はどれくらいですか。

A94 ・太陽光発電設備：17年
・蓄電池：6年
・コージェネレーションシステム（エネファーム）：6年
・高効率給湯器：6年

Q95 やむを得ない理由があり、補助金の交付を受けた後、補助対象設備の耐用年数の期間内に、補助対象設備を処分したいと考えております。どうすればよいですか。

A95 被交付決定者は、各補助対象設備の法定耐用年数の期間内に、補助対象設備を担保に供し、使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金財産処分等承認申請書（様式第12号）を提出し、その承認を受けなければなりません。なお、処分について承認を得た場合でも、交付した補助金の全部または一部の返還を求める場合があります。処分前に必ず事務局まで一度ご相談ください。

Q96 補助金の交付を受けた後に提出を求められる資料等がありますか。

A96 ①補助事業の完了年度の翌年度（R8年度に公布を受けた場合はR9年度）から2年分について、発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書（様式第11号）により、報告いただきます。
②（実績報告書提出時に、再エネ100%電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写しを提出した場合）第12条に基づく交付確定通知後6か月以内に再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面若しくはそれに代わるものの写し
③（実績報告書提出時に、通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものの写しの提出が間に合わない場合）通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものの写し

Q97 交付決定通知書など書類はすぐに処分してよいですか。

A97 本事業に関する書類、帳簿等の関係書類を本補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年（R8年度に交付を受けた場合は、R9年度）から起算して10年間保存してください。